

# スペイン年金に加入したことがある方へ

## (日・スペイン社会保障協定発効のお知らせ)

**2010年12月1日**から、  
日・スペイン社会保障協定が発効し、日本とスペイン  
の年金加入期間が通算されます。

### ◆年金加入期間通算の仕組み

#### 【協定発効前】

日本年金	20年		⇒	日本国籍の方以外の場合、日本年金の最低加入期間(25年)を満たさない。
スペイン年金		5年	⇒	スペイン年金の最低加入期間(15年)を満たさない。

#### 【協定発効後】

日本年金	20年		⇒	日・スペイン期間を通算し、日本年金の最低加入期間(25年)を満たす。
スペイン年金		5年	⇒	日・スペイン期間を通算し、スペイン年金の最低加入期間(15年)を満たす。

※1 日本年金（20年分）とスペイン年金（5年分）は、それぞれの国より別々に支払われます。

※2 日本国籍を有したまま海外に居住していた期間は、協定発効に関係なく、日本年金の最低加入期間に含まれます。

※3 協定発効日以前の期間も通算されますが、年金受給権が発生するのは、協定発効日以降のそれぞれの国の年金受給開始年齢からです。ただし、スペインの加入期間の合計が1年以上あることが必要です。

### ◆手続き

◇日本在住の方は、年金事務所等に両国の年金を請求することができます。  
(スペイン年金受給開始年齢は65歳、3カ月前から請求可能)

◇スペイン在住の方は、スペイン社会保障院（INSS）地域事務所等に両国の年金を請求することができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページまたは日本年金機構本部をご確認ください。  
ホームページから申請用紙を入手することができます。

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

社会保障協定 日本年金機構

# スペインへ進出している事業主の皆様へ

## (日・スペイン社会保障協定発効のお知らせ)

2010年12月1日から、

日・スペイン社会保障協定が発効し、日本とスペインの社会保障制度の二重加入が解消されます。

### ◆二重加入解消の仕組み

#### 【協定発効前】



#### 【協定発効後】



← 5年以内 →  
の場合

### ◆手続きの流れ

日本の事業主の方は、年金事務所に「適用証明書交付申請書」を提出する。



日本年金機構より、「適用証明書」が交付される。派遣者の方は、適用証明書とパスポートの写しを添えて、派遣先事業所へ渡す。



派遣先事業所を管轄する TGSS へ、スペイン労災保険のみの加入手続きを行う。



派遣先事業所は、マドリッドの TGSS (社会保障出納院) へスペイン社会保障制度の免除の手続きを行う。

注：スペイン社会保障制度が免除になると、スペインの公的医療保険が使えなくなります。スペインで医療行為を受ける場合は、民間の医療保険商品に加入しておくことをお勧めします。

詳しくは、日本年金機構ホームページまたは日本年金機構本部でご確認ください。  
ホームページから申請用紙を入手することができます。

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

社会保障協定 日本年金機構 検索